

1. 教職課程とは

日本の現在の教員養成は、教員養成系大学・学部とそれ以外の一般大学における教職課程の二本立てで行われています。後者は、教員養成に特化した機関ではなく、広く大学教育全体の中に教員養成を位置づけるシステム（「開放制教員養成制度」と呼ばれる）であり、本学は、長年、このシステムによって多くの教員を輩出してきましたが、平成21年度より人間開発学部が誕生したことによって、本学の教員養成には、両者のシステムが並立することとなりました。

文学部、法学部、経済学部、神道文化学部においては、幅広い教養と専門的知識を身につけた教員になることが求められているわけです。いずれにせよ、「資格だけでも取っておこう」という学生をもともと対象にした課程ではないことを、しっかり銘記してください。

教員免許状を取得するには、専門学部・学科の卒業要件のほか、教育職員免許法（以下、教員免許法）及び施行規則に規定されている

- ①「教員免許法施行規則66条の6に定められた科目」
- ②「教職に関する科目」
- ③「教科に関する科目」
- ④「教科又は教職に関する科目」

から多くの単位を取らなければなりませんし、介護等体験や教育現場での実習があり、さらにそれらに参加するためのガイダンスにも全て参加しなければなりません。安易な気持ちで教員免許状が取れるわけではないのです。

さらに、「教育実習」に参加するためには、下級年次で修得しておかなければならない条件科目がいくつか設定されています。ですから、卒業と同時に教員免許状を取得するためには、1年次から計画的に自らのカリキュラムを組み上げ履修していく必要があります。

実際の教育現場において教育活動に携わる「教育実習」は、中学校一種教員免許状を取得する場合には、

- ア) 4年次に3週間
- イ) 3年次・4年次各2週間

のどちらか（実習校によって決まります）で行うことになります。本学の場合は、前者4年次3週間でやることを基本にしています。高等学校一種免許状のみを取得する場合は4年次に2週間ないし3週間でやりますが、現在の教育界では高校だけの免許状では採用がないといっても過言ではありません。中高両方の免許状を取得していることを教員採用試験受験の条件とする教育委員会・学校が増加していますので、必ず中高両方の免許状を取得するよう努力してください。また、私立の中高一貫校などの教員採用では、中高の一種免許状だけでなく、専修免許状（大学院にて取得可能）を資格要件にするところが普通になっていますので、大学院進学も視野に入れて教員の道を考える必要もあるでしょう。

なお、今後の展開には不確定要素がありますが、平成21年度より、教員免許の更新制がスタートしました。これは、免許状取得後10年が経過すると更新講習を受けなければ免許状が失効するという制度です。これまで、一度取得した免許は更新する必要がありませんでしたが、今後は、いつそう、将来を見通したうえで免許状を取得することが求められることとなります。

どの学校種の教師でも、道を拓くのはあなた自身です。教職に就くのは確かに厳しい道ですが、強い希望と確かな力を原動力にして、自分を磨き、夢を叶えましょう。

履修資格

1) 履修届

履修登録の際、取得希望教科（教職・資格欄）および、各自が履修しようとする教職課程の科目を選んで、指定された期間に登録してください。

ただし、一定の基準（GPAなど）により、履修を制限する場合があります。日本文・外国語文化学科の学生に関してはP105を参照ください。

2) 教職課程費納入

教職課程を履修するには授業料の他に「課程費」が必要です。納入時期は1年次後期及び3年次前期の2回を予定しています。納入期日、金額等については、「履修に関する説明会」及び掲示、大学ホームページにてお知らせします。なお、一度振り込まれた諸費用については、返却しません。

3) 本課程の履修単位は、年次別履修制限単位の枠外となります。ただし、卒業要件に含まれる科目はこの限りではないので注意してください。

掲示

諸手続および、伝達事項等については、**教職センター掲示板、大学ホームページ（教職センター）**又は K-PIT で案内します。

http://www.kokugakuin.ac.jp/qualification/bun10_00004.html

教員免許状の授与

教員免許状は所定の単位を修得した後、各都道府県教育委員会に申請することによって授与されます。本学が発行するものではありません。

なお、下記のいずれかに該当する場合、教員免許状は授与されません。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられた者
3. 教員免許法第 10 条第 1 項第 2 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
4. 教員免許法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教員免許状の申請方法

1) 一括申請による授与

本学では、4 年次生で卒業時に教職課程の所定の単位を修得出来る見込みのある者を対象に、大学が一括して東京都教育委員会に申請し、教員免許状の授与を受ける制度を採用しています。一括申請は 4 年次に申込手続きが必要となりますので、教職センターの指示に従ってください。この場合、教員免許状は卒業式当日に交付されます。

2) 個人申請による授与

個人で免許状の申請を行う場合には、卒業後に申請者の住民票がある都道府県教育委員会に各自で申請手続きを行い、場合によっては検定を受けることになります。

▼個人申請の方法

- ① 申請する都道府県教育委員会に問い合わせ、申請書類を受け取る。
- ② 大学の教務課で修得単位等の証明を受ける。
- ③ 必要書類をそろえて教育委員会に提出する。

科目等履修生

学部卒業までに教員免許状を取得するための必要単位を修得できなかった場合、卒業後「科目等履修生」として登録した上で、必要単位を修得し、免許状を取得する方法があります。希望者は、手続要項をお渡ししますので 4 年次の 3 月以降に教務課へ申し出てください。

2. 取得できる教員免許状の種類及び教科

本学では、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教諭一種免許状が取得できます。取得できる「(1)基礎免許」の種類及び教科は、学部・学科ごとに下表に示すとおりですが、所定の条件を満たすことで、下表の「(2)副免許」、もしくは「(3)異なる学校種の副免許」を取得することも可能です。

適用される教員免許法上の条項により、必要となる科目区分や単位数は異なります。P106以降の履修方法をよく読んで、必要な科目を履修してください。

学部	学科	(1) 基礎免許 〔教員免許法5条別表1〕				(2) 副免許 〔教員免許法6条別表4〕		(3) 異なる学校種の副免許 〔教員免許法施行規則第6条第1項付表備考12〕	
		中学校 ①	中学校 ②	高等学校 ①	高等学校 ②	中学校	高等学校	小学校	幼稚園
文	日本文	国語		国語	書道	英語・中国語 社会・保健体育	英語・中国語 地理歴史 公民・保健体育		
	中国文	国語		国語		英語・中国語 社会・保健体育	中国語・英語 書道・地理歴史 公民・保健体育		
	外国語文化	英語	中国語	英語	中国語	社会・保健体育	地理歴史・公民 保健体育		
	史	社会		地理歴史		英語・中国語 保健体育	英語・中国語 公民・保健体育		
	哲	社会		公民		英語・中国語 保健体育	英語・中国語 地理歴史・保健体育		
法	法律	社会		公民		英語・中国語 保健体育	英語・中国語 地理歴史・保健体育		
経済	経済	社会		公民		英語・中国語 保健体育	英語・中国語 地理歴史・情報 商業・保健体育		
	経済情報 リキング	社会		公民	情報	英語・中国語 保健体育	英語・中国語 地理歴史 商業・保健体育		
	経営	社会		公民	商業	英語・中国語 保健体育	英語・中国語 地理歴史 情報・保健体育		
神道文化	神道文化	社会		公民		国語・英語 中国語 保健体育	国語・書道・英語 中国語・地理歴史 保健体育		

※ 上表の「(2)副免許」または「(3)異なる学校種の副免許」の課程を受講するには、まず各自の所属学科における「(1)基礎免許」を履修し、さらに大学によって定められた条件を満たさなければなりません。基礎免許を取得せずに、副免許または異なる学校種の副免許のみを受講することはできません。受講希望者は、次ページ以降に記載された履修方法・条件をよく確認の上で、受講してください。

基礎免許教科[5条別表1]の取得について

基礎免許教科は、各学科の専門に応じて設置されています。本学で教員免許状を取得するためには、まず**基礎免許教科**を受講しなければなりません。P108以降に従って59単位以上を履修してください。

注1) **基礎免許教科**については、免許状の一括申請ができます（前ページ参照）。

注2) 実習校が見つからない、採用試験が受験できない等の問題が生じる場合がありますので、**基礎免許教科**はできるだけ中学校・高等学校両方を受講してください。なお、教育実習は**基礎免許教科**で行うことを原則とします。

注3) 基礎免許教科のうち中学校②、高等学校②の教科を取得する場合、それぞれ中学校①、高等学校①の教科を同時履修することが受講の条件となります。なお、中学校②、高等学校②の教科は、**副免許教科**として取得することも可能です（必要単位等は、次項を参照してください）。

注4) 「中国語」を受講する場合、教養総合科目の選択外国語で中国語を履修していることが望まれます。

副免許教科[6条別表4]の取得について

副免許教科は、他学科の科目を履修することにより、取得することを認めています。各自の所属学科の**基礎免許教科①**（同じ学校種に限る：中学校なら中学校、高等学校なら高等学校同士）を履修していることが受講の条件となります。

例：日本文学科の学生が「中学校の英語」を受講する場合は、「中学校の国語」を履修していること（「高等学校の国語」のみでは不可）。

なお、中学校・高等学校の保健体育の受講を希望する場合は、以下の条件も満たす必要があります。

- 1) 2年次終了までの累積GPAが **2.20 以上** であること
- 2) 保健体育用課程費（施設使用費）の納入

副免許教科を取得するには、**基礎免許教科**の免許状の取得が前提となりますので、取得が必要な単位は、該当教科の「教科に関する科目」及び「教科教育法」となります（P106「副免許」参照）。また、「教科に関する科目」を受講する学科は指定されていますので、「7. 『教科に関する科目』の本学での授業科目および履修方法」の指示に従って受講してください。

異なる学校種の副免許の取得について

異なる学校種の副免許とは、各自の所属学科で取得できる**基礎免許とは異なる学校種**の免許（小学校・幼稚園免許）を指します。履修にあつては、以下の条件を満たす必要があります。

- 1) 各自の所属学科の**(1) 基礎免許（中学校）**を履修中であること
- 2) 2年次終了までの累積GPAが **2.20 以上** であること
- 3) 小学校または小学校と幼稚園用課程費の納入（幼稚園のみを受講することはできません）

異なる学校種の副免許の取得に必要な単位については、P107「異なる学校種の副免許」を確認してください。また、法令に基づき**基礎免許**を取得する際に修得した「教職に関する科目」の単位を一部流用することができます。

副免許及び異なる学校種の副免許を取得する場合の注意事項について

① 一括申請

副免許及び異なる学校種の副免許は一括申請できません。卒業後に個人申請してください。

② 卒業時の免許取得

副免許及び異なる学校種の副免許を取得する場合、時間割・修得単位数の関係で、卒業までに必要単位を全て取得できない場合があります。

③ 介護等体験

既に実施済の場合、再度行う必要はありません（要証明書）。

④ 教育実習

異なる学校種の副免許の取得希望者は、基礎免許用の教育実習のほか、もう一度教育実習を行う必要があります。

教職課程における履修制限について

日本文学科及び外国語文化学科については、以下のとおり基礎免許の履修に制限が設けられていますので、ご留意ください。

▼日本文学科の学生が国語(中学校一種・高等学校一種)の免許を取得する場合

3年次以降に教職課程の履修を継続するには、以下の受講条件を満たす必要があります。

- 1) 2年次までに下表15科目30単位を修得すること。
- 2) 2年次までの下表15科目30単位のGPAが2.00以上であること。

授業科目名	開講	単位数	開講学年	備考
日本文学概説Ⅰ	前期	2	1	専門教育科目
日本文学概説Ⅱ	後期	2	1	専門教育科目
日本語学概説Ⅰ	前期	2	1	専門教育科目
日本語学概説Ⅱ	後期	2	1	専門教育科目
伝承文学概説Ⅰ	前期	2	1	専門教育科目
伝承文学概説Ⅱ	後期	2	1	専門教育科目
漢文学概説	後期	2	1	専門教育科目
日本文学講読Ⅰ	前期	2	2	専門教育科目
日本文学講読Ⅱ	後期	2	2	専門教育科目
日本語学講読Ⅰ	前期	2	2	専門教育科目
日本語学講読Ⅱ	後期	2	2	専門教育科目
伝承文学講読Ⅰ	前期	2	2	専門教育科目
伝承文学講読Ⅱ	後期	2	2	専門教育科目
漢文学講読Ⅰ	前期	2	2	専門教育科目
漢文学講読Ⅱ	後期	2	2	専門教育科目

注) 上記受講条件を満たさない場合でも、教員志望の意思が固く免許状の取得を強く希望される場合は、教育学の教務委員と相談し、面接・口頭試問の上で履修の継続を許可することもありますので、教職センターまで申し出てください。

▼外国語文化学科の学生が英語(中学校一種・高等学校一種)の免許を取得する場合

3年次以降に教職課程の履修を継続するには、「2年次までの下表該当科目のGPAが2.00以上であること(再履修科目は除く)」を満たす必要があります。

授業科目名	開講	単位数	開講学年	備考
First Year EnglishⅠ	前期	1	1	教養総合科目
First Year EnglishⅡ	後期	1	1	教養総合科目
EnglishⅠ (R&W) / (L&W)	半期	1	1	教養総合科目
EnglishⅡ (R&W) / (L&S)	半期	1	2	教養総合科目
英語演習Ⅰ	通年	2	1	専門教育科目
英語文献演習Ⅰ	通年	2	1	専門教育科目
英語演習Ⅱ	通年	2	2	専門教育科目
英語文献演習Ⅱ	通年	2	2	専門教育科目
英文法	通年	2	1・2	専門教育科目
英語コミュニケーション	通年	2	2	専門教育科目

注) 上記受講条件を満たさない場合でも、教員志望の意思が固く免許状の取得を強く希望される場合は、教育学の教務委員と相談し、面接・口頭試問の上で履修の継続を許可することもありますので、教職センターまで申し出てください。なお、面接・口頭試問の際は、修得単位数等についても確認します。

3. 教職課程の授業科目の構成

教職課程の授業科目は教員免許法に則って定められています。法令上大学において修得することを必要とする最低修得単位数を基に、本学での具体的な履修方法及び授業科目について記します。基礎教科を取得するためには、次表①と②の単位数が必要となります。

基礎免許

①「教員免許法施行規則第66条の6」に定める科目

科 目	単位数
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
情報機器の操作	2
必要単位数合計	8

②「教員免許法第5条別表1」に定める要件

教員免許法施行規則 に定める要件	大学において修得することを必要とする最低修得単位数	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
基礎資格	学士の学位を有すること（＝卒業）	
教科に関する科目	20	20
教職に関する科目	31	23
教科又は教職に関する科目	8	16
必要単位数合計	59	59

副免許

「教員免許法第6条別表4」に基づく本学での修得単位表

教員免許法施行規則 に定める要件	大学において修得することを必要とする最低修得単位数	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
基本条件	各自の所属学科の基礎免許〔希望する副免許の学校種が中学校なら中学校、高等学校なら高等学校同士〕を取得のこと	
教科に関する科目	20	20
教職に関する科目 (取得を希望する副免許教科の 教科教育法)	8	4 (保健体育は12※)
必要単位数合計	28	24 (保健体育は32)

※中・高一種免許状「保健体育」は、「教育課程論（中・高）」「保健科教育法Ⅰ・Ⅱ」「体育科教育法Ⅰ・Ⅱ」「教育の方法と技術（中・高）」の計12単位が必修となります。

異なる学校種の副免許

「教員免許法施行規則第6条第1項付表備考12」に基づく本学での修得単位表

教員免許法施行規則 に定める要件	大学において修得することを必要とする最低修得単位数	
	小学校教諭一種免許状	幼稚園教諭一種免許状
基本条件	各自の所属学科の基礎免許を必ず取得のこと	
教科に関する科目	8	6
教職に関する科目	30	20
教科又は教職に関する科目*	6	10
必要単位数合計	44	36

- 注1) 教科又は教職に関する科目の詳細は、P125「『教科又は教職に関する科目』の本学での授業科目及び履修方法」を確認すること。
- 注2) 異なる学校種の副免許とは、各自の所属学科で取得できる基礎免許とは異なる学校種の免許（小学校・幼稚園免許）を指します。
- 注3) 異なる学校種の副免許は、一括申請できません。卒業後に個人申請してください。なお、個人申請の時点で、各自の所属する学科の基礎免許を修得していることが必要となります。
- 注4) 異なる学校種の副免許を取得する場合、法令に基づき基礎免許を取得する際に修得した「教職に関する科目」の単位を一部流用することができます。詳しくは、P110「必修科目 ～異なる学校種の副免許（小学校・幼稚園）～」を確認してください。

4. 「教員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の本学での授業科目及び履修方法

法律に定める科目区分		左記に対応する本学の開設授業科目			
科目	単位数	授業科目名	単位数	開講学年	科目区分
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2	1	教養総合科目 人間総合科目群
体育	2	スポーツ・身体文化ⅠA	1	1	教養総合科目 基礎科目群
		スポーツ・身体文化ⅠB	1		
外国語 コミュニケーション	2	First Year English I	1	1	教養総合科目 基礎科目群
		First Year English II	1		
情報機器の操作	2	コンピュータ技術演習	2	1	教養総合科目 人間総合科目群
		（経済学部生のみ） コンピュータと情報A	2	1	経済学部 学部共通科目

5. 「教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

必修科目 ～ 基礎免許及び副免許(保健体育は除く^{※1}) ～

本学開講科目名	開講	単位数	開講 学年	適要	法律に定める科目区分等	
					科目	各科目に定める必要事項
教職論	半期	2	1		教職の意義等	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容(研修、服務、身分保障を含む)
教育の原理	半期	2	1		教育の 基礎理論	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
発達と学習	半期	2	2			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)
教育と社会	半期	2	1			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
国語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅰ 中国語科教育法Ⅰ 社会科教育法	通年 通年 通年 通年	4 4 4 4	2 2 2 2	中学のみ必修 (各自の取得希望教科のみ受講可)	教育課程 及び指導法	- 各教科の指導法 (教育課程の意義及び編成の方法を含む) - 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む)
国語科教育法Ⅱ 書道科教育法 英語科教育法Ⅱ 中国語科教育法Ⅱ 社会科・地理歴史科教育法 社会科・公民科教育法 商業科教育法 情報科教育法Ⅰ ^{※2} 情報科教育法Ⅱ ^{※2}	通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年 半期 半期	4 4 4 4 4 4 4 4 2 2	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	中学・高等学校とも必修 (各自の取得希望教科のみ受講可)		
道德教育の理論と方法(中・高)	半期	2	3	中学のみ必修		道德の指導法
特別活動の理論と方法(中・高)	半期	2	3			特別活動の指導法
生徒指導(中・高)	半期	2	3		生徒指導、 教育相談及び 進路指導等	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法
教育相談	半期	2	3			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
教育実習ⅠA(事前指導)	前期	0	3		教育実習	
教育実習Ⅱ(中・高)	現場 実習	2	3・4	中学校参観実習 (中学のみ必修・受講可)		
教育実習Ⅲ(中・高)	現場 実習	2	4	中学・高等学校教壇実習 (中学・高等学校とも必修)		
教育実習ⅠB(事後指導)	後期	1	4			
教職実践演習	半期	2	4		教職実践演習	
合計必修単位数		中学校 31 単位／高等学校 23 単位				

※1 副免許「保健体育(中学校・高等学校)」を取得しようとする場合は、P111を参照してください。

※2 情報Ⅰは、「情報科教育法Ⅰ・Ⅱ」2科目4単位が必修です。

選択科目 ～ 基礎免許及び副免許 ～

本学開講科目名	開講	単位数	開講 学年	法律に定める科目区分等	
				科目	各科目に定める必要事項
教育学特殊講義Ⅰ	半期	2	3	教育の基礎理論	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教育心理学特殊講義Ⅰ	半期	2	3		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)
教育心理学特殊講義Ⅲ	半期	2	3		
重度・重複障害児の教育	半期	2	2・3		
特別支援教育論	半期	2	3・4		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
知的障害児心理学	半期	2	3		
教育学特殊講義Ⅲ	半期	2	3		
学校・学級経営論	半期	2	2・3	教育課程及び指導法	教育課程の意義及び編成の方法と教育の方法及び 技術
教育学特殊講義Ⅱ	半期	2	3		
授業アセスメント論	半期	2	3	生徒指導、教育相談 進路指導等	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の 理論及び方法
教育心理学特殊講義Ⅱ	半期	2	3		

注) 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

教科教育法(2年次開講)の履修について

- ・教科教育法(2年次開講)では、教育実習に参加するための手続きを行いますので、中学校教員免許状を取得する方は、必ず2年次に履修してください。また、教育実習(現場実習)に参加するための前提科目となっています(P112参照)。
- ・高等学校教員免許状のみを取得する場合は、国語科教育法Ⅰ・英語科教育法Ⅰ・中国語科教育法Ⅰ・社会科教育法を履修することはできません。取得を希望する教科以外の教科教育法は履修できません。
- ・中学校教員免許状のみを取得する場合、または中学校・高等学校の両方の教員免許状を取得する場合は、1教科につき、2年次と3年次開講の2つの教科教育法を履修し、修得する必要があります。

教科教育法(2・3年次開講)の履修について

- ・他教科の教科教育法を「教科又は教職に関する科目」に算入することはできません。
- ・中学校「社会」に必要な教科教育法(3年次開講)4単位は、「社会科・地理歴史科教育法」または「社会科・公民科教育法」のどちらかで充足してください。両方とも修得した場合、「社会」に必要な単位として使用できるのはどちらか1科目のみとなります。
- ・教育実習(現場実習)に参加するための前提科目となっています(P112参照)。

「教科又は教職に関する科目」に算入できる単位について

「教職に関する科目」のうち、「教科又は教職に関する科目」として使用できる余剰単位の詳細に関しては、P125「8. 教科又は教職に関する科目」を参照してください。

「教育実習」の単位認定について

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件をクリアしていなければ履修できません。P112の「6. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。

「教育実習ⅠA」は3年次、「教育実習ⅠB」は4年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、4年次の教育実習ⅠB(事後指導)終了時に1単位を認定します。従って3年次は0単位となり、可否で成績がつきます。なお、教育実習ⅠB(事後指導)は教育実習Ⅲを行う年度に必ずペアで登録してください。また、教育実習Ⅱ(参観実習)およびⅢ(教壇実習)は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度の4月に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

「教育実習」の再履修について

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格(D評価)となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「教育実習テキスト」で確認してください。

必修科目 ～ 異なる学校種の副免許(小学校・幼稚園) ～

本学開講科目名	開講	単位数	開講 学年	摘要	法律に定める科目区分等	
					科 目	各科目に定める必要事項
教職論	前期	—	1	受講不要	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等
教育の原理	後期	—	1	受講不要	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
発達と学習	前期	—	2・3	受講不要		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
教育と社会	後期	—	2・3	受講不要		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
教育課程論（幼・小）	後期	2	1	必修	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
初等科教育法（国語）	前期	2	2・3	小学校のみ必修		各教科の指導法
初等科教育法（社会）	前期	2	2・3			
初等科教育法（算数）	前期	2	2・3			
初等科教育法（理科）	前期	2	2・3			
初等科教育法（生活）	前期	2	2・3			
初等科教育法（音楽）	前期	2	2・3			
初等科教育法（図工）	前期	2	2・3			
初等科教育法（家庭）	前期	2	2・3			
初等科教育法（体育）	前期	2	2・3			
保育内容総論	後期	2	2	幼稚園のみ必修		保育内容の指導法
保育内容（健康）	後期	2	3・4			
保育内容（人間関係）	後期	2	3・4			
保育内容（環境）	後期	2	3・4			
保育内容（言葉）	前期	2	3・4			
保育内容（表現）	後期	2	2			
道徳教育の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修		道徳の指導法
特別活動の理論と方法（小）	前期	2	3・4	小学校のみ必修		特別活動の指導法
教育の方法と技術（幼・小）	後期	2	3・4	必修		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
生徒指導（小）	後期	2	2	小学校のみ必修	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法
児童理解の理論および方法	後期	2	1・2	幼稚園のみ必修		幼児理解の理論及び方法
教育相談	前期	—	3	受講不要		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
教育実習ⅠA（事前指導）	前期	—	2	受講不要	教育実習	
教育実習Ⅱ（参観実習）（幼・小）※	後期	2	2	必修		
教育実習Ⅲ（教壇実習）	後期	—	3	受講不要		
教育実習ⅠB（事後指導）	後期	—	3	受講不要		
教職実践演習	後期	—	4	受講不要	教職実践演習	
合計必修単位数		小学校 30 単位／幼稚園 20 単位				

※ 異なる学校種の副免許（小学校・幼稚園）を取得するには、基礎免許教科で既に「教育実習Ⅱ・Ⅲ」を実施済（もしくは実施予定）であっても、改めて小学校において「教育実習Ⅱ」（＝2週間以上の実習）を実施し、単位を修得しなければなりません。そのため、異なる学校種の副免許（小学校・幼稚園）の取得を希望する学生は、実習に参加する前年度までに、基礎免許の教育実習と同様、実習校との交渉を各自で進めておいてください。

選択科目^{注1)} ～ 異なる学校種の副免許(小学校・幼稚園) ～

本学開講科目名	開講	単位数	開講学年	法律に定める科目区分等	
				科目	各科目に定める必要事項
教育学特殊講義Ⅰ ^{注2)}	半期	2	3	教育の基礎理論	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教育心理学特殊講義Ⅰ ^{注2)}	半期	2	3		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)
教育心理学特殊講義Ⅲ ^{注2)}	半期	2	3		
重度・重複障害児の教育	半期	2	2・3		
特別支援教育論	半期	2	3・4		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
知的障害児心理学	半期	2	3		
教育学特殊講義Ⅲ ^{注2)}	半期	2	3		
学校・学級経営論	半期	2	2・3	教育課程及び指導法	教育課程の意義及び編成の方法と教育の方法及び技術
教育学特殊講義Ⅱ ^{注2)}	半期	2	3		
授業アセスメント論	半期	2	3	生徒指導、教育相談 進路指導等	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
教育心理学特殊講義Ⅱ ^{注2)}	半期	2	3		

注1) 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。

注2) 「教育学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」「教育心理学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」は、小学校のみ選択科目として算入されます。

必修科目 ～ 副免許(保健体育) ～

本学開講科目名	開講	単位数	開講 学年	摘要	法律に定める科目区分等	
					科 目	各科目に定める必要事項
教職論	前期	—	1	受講不要	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）、進路選択に資する各種の機会の提供等
教育の原理	後期	—	1	受講不要	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
発達と学習	前期	—	2・3	受講不要		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
教育と社会	後期	—	1	受講不要		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
教育課程論（中・高）	後期	2	1		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
保健科教育法Ⅰ	前期	2	2			各教科の指導法
保健科教育法Ⅱ	後期	2	2			
体育科教育法Ⅰ	前期	2	2			
体育科教育法Ⅱ	後期	2	2			道徳の指導法
道徳教育の理論と方法（中・高）	前期	—	3・4	受講不要		
特別活動の理論と方法（中・高）	前期	—	3・4	受講不要		
教育の方法と技術（中・高）	前期	2	3			特別活動の指導法
生徒指導（中・高）	後期	—	2	受講不要	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
教育相談	前期	—	3	受講不要		生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法
教職実践演習	後期	—	4	受講不要	教職実践演習	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
教育実習ⅠA（事前指導）	前期	—	2	受講不要	教育実習	
教育実習Ⅱ（中・高）	後期	—	3	受講不要		
教育実習Ⅲ（中・高）	後期	—	3	受講不要		
教育実習ⅠB（事後指導）	後期	—	3	受講不要		
合計必修単位数		中学校 35 単位／高等学校 33 単位				

6. 教育実習の履修方法について

取得希望免許ごとに必要な教育実習

取得希望免許状	履修が必要な教育実習科目	現場実習期間	単位数	介護等体験*
中学校のみ	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	7日間
高等学校のみ	教育実習ⅠA・Ⅲ・ⅠB	2週間 (3週間の場合もある)	3	
中学校及び高等学校	教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB	3週間または4週間	5	7日間

* 介護等体験についてはP126「9. 介護等体験について」参照してください。

授業科目の構成及び履修条件

科目名	開講年次	認定単位数		履修（参加）条件
		中一種	高一種	
教育実習ⅠA	3年前期 (事前指導)	—	—	2年次終了までに ア)「教職論」2単位を修得していること。 イ)「教育の原理」「発達と学習」「教育と社会」のうち2科目4単位以上を修得していること。 ただし、中学校教員免許状取得希望者は教育実習Ⅱ履修条件を併せて充たすこと。
教育実習Ⅱ (注1)	3年 (主として 参観実習)*	2		ア)2年次前期終了までに、「教職論」2単位を修得していること。 イ)2年次開講の基礎免許教科の「教科教育法」を修得していること。(注2) ウ)教育実習ⅠAを履修、または修得していること。
教育実習Ⅲ (注1)	4年 (参観および 教壇実習)*	2	2	ア)3年次終了までに、「教育の原理」「発達と学習」「教育と社会」の3科目6単位を修得していること。 イ)3年次前期の「教育実習ⅠA」に合格していること。 ウ)3年次開講の基礎免許教科①の「教科教育法」を前年度までに、修得していること。
教育実習ⅠB	4年後期 (事後指導)	1	1	履修条件は「教育実習Ⅲ」と同じ。

* 条件が不足の場合、卒業時に免許状を取得することができなくなるので、注意して履修してください。

* 教育実習は、特別な事情がない限り各自の出身校にて行うことを原則とします。

* 教育実習は、基礎免許教科で行うことを原則とします。

(注1) 教育実習Ⅱ・Ⅲの履修方法について

履修方法については

- ① 4年次に「教育実習Ⅱ」・「教育実習Ⅲ」を並行履修し、3週間実習を行う。
 - ② 2年間(3年次「教育実習Ⅱ」・4年次「教育実習Ⅲ」)にわたって履修し、各2週間ずつ実習を行う。
- の2通りの履修方法がありますが、各自の教育実習予定校の受け入れ形態により決まります。
詳細は、2年次開講の教科教育法(中学校用)の授業でお知らせします。

(注2)「セメスター留学」に参加する学生は、3年次に履修し、修得してください(卒業と同時に免許状を取得するためには、上記注1の①の方法で教育実習を行う必要があります)。

(注3)幼稚園・小学校における教育実習に関しては、対象者へ別途指示します。

7. 「教科に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

国語(中学校一種・高等学校一種)

		日本文学科		中国文学科	
教員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)		◎日本語学概説Ⅰ ◎日本語学概説Ⅱ 日本語学講読Ⅰ 日本語学講読Ⅱ 日本語史Ⅰ 日本語史Ⅱ 言語学概説Ⅰ 言語学概説Ⅱ 日本語音声学Ⅰ 日本語音声学Ⅱ 日本語学演習Ⅰ 日本語学演習Ⅱ 日本語学演習Ⅲ 言語学演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4	◎日本語学概説Ⅰ ◎日本語学概説Ⅱ 日本語学講読Ⅰ (※) 日本語学講読Ⅱ (※) 日本語史Ⅰ 日本語史Ⅱ	2 2 2 2 2 2
国文学 (国文学史を含む。)	各分野からそれぞれ1単位以上計20単位 (ただし高等学校を取得するものは書道を含めず20単位以上を取得すること。)	◎日本文学概説Ⅰ ◎日本文学概説Ⅱ 日本文学講読Ⅰ 日本文学講読Ⅱ △日本文学史Ⅰ △日本文学史Ⅱ △日本時代文学史Ⅰ △日本時代文学史Ⅱ 伝承文学概説Ⅰ 伝承文学概説Ⅱ 伝承文学講読Ⅰ 伝承文学講読Ⅱ 伝承文学史Ⅰ 伝承文学史Ⅱ 日本文学演習Ⅰ 日本文学演習Ⅱ 日本文学演習Ⅲ 伝承文学演習Ⅰ 伝承文学演習Ⅱ 伝承文学演習Ⅲ 伝承文学演習Ⅳ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4	◎日本文学概説Ⅰ ◎日本文学概説Ⅱ ◎日本文学史Ⅰ ◎日本文学史Ⅱ 日本文学講読Ⅰ (※) 日本文学講読Ⅱ (※) 伝承文学講読Ⅰ (※) 伝承文学講読Ⅱ (※) 古典講読ⅡA 古典講読ⅡB	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
漢文学		◎漢文学概説 漢文学講読Ⅰ 漢文学講読Ⅱ	2 2 2	◎中国文学概説 中国文学通史 (※) 中国文学特殊講義 A 中国文学特殊講義Ⅰ (文学) 詩経演習 (※) 唐宋詩文演習 (※) 文選演習 (※) 楚辭演習 (※) 中国原典研究Ⅰ (※) 中国原典研究Ⅱ (※) 中国原典研究Ⅲ (※)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
書道 (書写を中心とする。)		◎書道 (中学校のみ使用可)	4	◎書道 (中学校のみ使用可)	4

注1) ◎印＝必修科目 △印＝選択必修科目 (各分野の中で1科目以上修得すること)

注2) 神道文化学科の学生が取得しようとする場合は、中国文学科の欄より科目を履修してください。ただし、(※)のついている授業科目を履修することはできません。また、「書道」は、卒業要件科目として算入することはできません (年次別履修単位制限の対象からは除外されます)。

書道(高等学校一種)

		日本文学科	
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数
書道 (書写を含む。)	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上	◎書道	4
		◎書道実習Ⅰ	2
		◎書道実習Ⅱ	2
		◎書道実習Ⅲ	2
		書道実習Ⅳ	2
書道史		◎日本書道史Ⅰ	2
		◎日本書道史Ⅱ	2
		◎中国書道史Ⅰ	2
		◎中国書道史Ⅱ	2
「書論、鑑賞」		◎書論研究	2
		書道概論	2
		表現文化論ⅢA	2
		表現文化論ⅢB	2
「国文学、漢文学」		日本文学概説Ⅰ (※)	2
		日本文学概説Ⅱ (※)	2
		日本文学講読Ⅰ (※※)	2
		日本文学講読Ⅱ (※※)	2
		漢文学概説 (※)	2
		漢文学講読Ⅰ (※)	2
		漢文学講読Ⅱ (※)	2
	伝承文学概説Ⅰ (※)	2	
	伝承文学概説Ⅱ (※)	2	
	伝承文学講読Ⅰ (※※)	2	
	伝承文学講読Ⅱ (※※)	2	
	日本文学演習Ⅰ (※)	4	
	日本文学演習Ⅱ (※)	4	
	日本文学演習Ⅲ (※)	4	
	伝承文学演習Ⅰ (※)	4	
	伝承文学演習Ⅱ (※)	4	
伝承文学演習Ⅲ (※)	4		
伝承文学演習Ⅳ (※)	4		
古典講読ⅡA	2		
古典講読ⅡB	2		

注 1) ◎印＝必修科目

注 2) 中国文学科の学生が取得しようとする場合は、日本文学科の欄より科目を履修してください。ただし、(※)のついている授業科目を履修することはできません。

注 3) 神道文化学科の学生が取得しようとする場合は、日本文学科の欄より科目を履修してください。ただし、(※)及び(※※)のついている授業科目を履修することはできません。また、「書道」及び「書道実習Ⅰ～Ⅳ」は、卒業要件科目として算入することはできません(年次別履修単位制限の対象からは除外されます)。

注 4) 中国文学科及び神道文化学科の学生は、「日本文学概説Ⅰ・Ⅱ」を取得することにより、「国文学、漢文学」の分野に充当することができます。

英語(中学校一種・高等学校一種)

		外国語文化学科	
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数
英語学	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上	△外国語学Ⅰ (英語)	2
		△外国語学Ⅱ (英語)	2
		英米語研究Ⅰ	2
		英米語研究Ⅱ	2
		英文法 (※)	2
英米文学		◎外国文学Ⅰ (英)	2
		◎外国文学Ⅱ (米)	2
		外国文学史Ⅰ (英)	2
		外国文学史Ⅱ (米)	2
英語コミュニケーション		英語演習Ⅰ (※)	2
		英語演習Ⅱ (※)	2
		英語演習ⅢA (※)	2
		英語演習ⅢB (※)	2
		英語演習ⅣA (※)	2
		英語演習ⅣB (※)	2
		△コミュニケーション演習Ⅰ (英語)	2
		△コミュニケーション演習Ⅱ (英語)	2
異文化理解		△英米現代事情Ⅰ	2
		△英米現代事情Ⅱ	2
		英米地域文化論Ⅰ	2
		英米地域文化論Ⅱ	2

注 1) ◎印＝必修科目 △印＝選択必修科目 (各分野の中で 1 科目以上修得すること)

注 2) 他学科の学生が取得しようとする場合は、外国語文化学科の欄より科目を履修してください。ただし、(※) のついている授業科目を履修することはできません。

注 3) 上記科目は、原則として昼間時間帯のみの開講となります。

中国語(中学校一種・高等学校一種)

		外国語文化学科	
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数
中国語学	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上	△外国語学Ⅰ (中国語)	2
		△外国語学Ⅱ (中国語)	2
		中国語研究Ⅰ	2
		中国語研究Ⅱ	2
中国文学		△外国文学Ⅴ (中)	2
		△外国文学Ⅵ (中)	2
		外国文学史Ⅴ (中)	2
		外国文学史Ⅵ (中)	2
中国語コミュニケーション		中国語演習Ⅰ (※)	2
		中国語演習Ⅱ (※)	2
		中国語演習ⅢA	2
		中国語演習ⅢB	2
		中国語演習ⅣA	2
		中国語演習ⅣB	2
		△コミュニケーション演習Ⅰ (中)	2
		△コミュニケーション演習Ⅱ (中)	2
異文化理解		中国現代事情Ⅰ	2
		中国現代事情Ⅱ	2
		△中国地域文化論Ⅰ	2
		△中国地域文化論Ⅱ	2

注 1) △印＝選択必修科目 (各分野の中で 1 科目以上修得すること)

注 2) 他学科の学生が取得しようとする場合は、外国語文化学科の欄より科目を履修してください。ただし、(※) のついている授業科目を履修することはできません。

注 3) 上記科目は、原則として昼間時間帯のみの開講となります。

社会(中学校一種)

		史学科		哲学科		神道文化学科	
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目		左記に対応する開設授業科目		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
日本史 及び外国史		◎日本史概論Ⅰ 日本史概論Ⅱ ◎東洋史概論Ⅰ 東洋史概論Ⅱ ◎西洋史概論Ⅰ 西洋史概論Ⅱ 史学展開演習Ⅰ(日本史) 史学展開演習Ⅱ(日本史) 史学応用演習(日本史) 史学展開演習Ⅰ(外国史) 史学展開演習Ⅱ(外国史) 史学応用演習(外国史) 史学展開演習Ⅰ(考古学) 史学展開演習Ⅱ(考古学) 史学応用演習(考古学)	2 2 2 2 2 2 2 2 4 2 2 4 2 2 4	◎日本史概論Ⅰ 日本史概論Ⅱ ◎東洋史概論Ⅰ 東洋史概論Ⅱ ◎西洋史概論Ⅰ 西洋史概論Ⅱ 日本経済史 近代日本経済史 西洋経済史 近代西洋経済史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	◎日本史概論Ⅰ ◎東洋史概論Ⅰ ◎西洋史概論Ⅰ 神道史学Ⅰ 神道史学ⅡA 神道史学ⅡB	2 2 2 4 2 2
地理学 (地誌を含む。)		◎人文地理学 ◎自然地理学 ◎地誌学 史学展開演習Ⅰ(地域文化と景観) 史学展開演習Ⅱ(地域文化と景観) 史学応用演習(地域文化と景観)	2 2 2 2 2 4	◎人文地理学 ◎自然地理学 ◎地誌学	2 2 2	◎人文地理学 ◎自然地理学 ◎地誌学	2 2 2
「法律学、政治学」	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位	△憲法 △政治学概論 国際法の基礎 国際紛争処理法 国際政治A 国際政治B	4 2 2 2 2 2	△憲法 △政治学概論 国際法の基礎 国際紛争処理法 国際政治A 国際政治B	4 2 2 2 2 2	△憲法 △政治学概論 国際法の基礎 国際紛争処理法 国際政治A 国際政治B	4 2 2 2 2 2
「社会学、経済学」		△社会学A △社会学B △社会経済学入門 △経済原論 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障	2 2 2 2 2 2 2	△社会学A △社会学B △社会経済学入門 △経済原論 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障	2 2 2 2 2 2 2	△社会学A △社会学B △社会経済学入門 △経済原論 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障	2 2 2 2 2 2 2
「哲学、倫理学、宗教学」		△哲学概論A △哲学概論B △倫理学A △倫理学B △宗教学	2 2 2 2 4	△哲学概論A △哲学概論B △倫理学A △倫理学B △宗教学 哲学演習(※) 西洋哲学史ⅠA 西洋哲学史ⅠB 西洋哲学史ⅡA 西洋哲学史ⅡB	2 2 2 2 4 4 2 2 2 2	△哲学概論A △哲学概論B △倫理学A △倫理学B △宗教学 祭祀学Ⅰ 祭祀学Ⅱ 神道神学Ⅰ 神道神学Ⅱ 古典講読Ⅰ 日本宗教文化論Ⅰ 日本宗教文化論Ⅱ 世界宗教文化論Ⅰ 世界宗教文化論Ⅱ	2 2 2 2 4 2 2 2 2 4 2 2 2 2

注1) ◎印＝必修科目 △印＝選択必修科目(各分野の中で1科目以上修得すること)

注2) 日本文・中国文・外国語文化学科の学生が取得しようとする場合は、哲学科の欄より科目を履修してください。ただし、(※)のついている授業科目を履修することはできません。

社会(中学校一種)

		法律学科		経済学科 経済ネットワーク学科 経営学科	
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
日本史 及び外国史		◎日本史概論Ⅰ 日本史概論Ⅱ ◎東洋史概論Ⅰ 東洋史概論Ⅱ ◎西洋史概論Ⅰ 西洋史概論Ⅱ 日本政治史 A 日本政治史 B 日本政治思想史 A 日本政治思想史 B 西洋政治史 A 西洋政治史 B 西洋政治思想史 A 西洋政治思想史 B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	◎日本史概論Ⅰ 日本史概論Ⅱ ◎東洋史概論Ⅰ 東洋史概論Ⅱ ◎西洋史概論Ⅰ 西洋史概論Ⅱ 日本経済史 近代日本経済史 西洋経済史 近代西洋経済史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
地理学 (地誌を含む。)		◎人文地理学 ◎自然地理学 ◎地誌学	2 2 2	◎人文地理学 ◎自然地理学 ◎地誌学	2 2 2
「法律学、政治学」	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上	△憲法Ⅰ △政治学概論(法律・法律専門職専攻) △政治学(政治専攻) 国際法の基礎 国際紛争処理法 国家と国際法 個人と国際法 国際政治 A 国際政治 B 憲法Ⅱ 刑法総論 刑法各論 民法・総則 民法・物権 民法・債権総論 民法・債権各論 民法・親族 民法・相続 会社法 行政学 A 行政学 B 日本の政治 A 日本の政治 B 地方自治論 A 地方自治論 B 比較政治 A 比較政治 B	4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	△憲法 △政治学概論 国際法の基礎 国際紛争処理法 国際政治 A 国際政治 B 民法Ⅰ 民法Ⅱ 商法Ⅰ 商法Ⅱ	4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
「社会学、経済学」		△社会学 A △社会学 B △社会経済学入門 △経済原論 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障	2 2 2 2 2 2 2 2	△社会学 A △社会学 B △社会経済学入門 △経済原論 公共部門と財政 社会保障の基礎 少子高齢社会と社会保障 経済理論入門 マクロ経済学 計量経済学 国際経済 地域経済統合 日本の金融システム 国際通貨と国際金融 農業経済 環境経済の基礎 企業活動と環境	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
「哲学、倫理学、宗 教学」		△哲学概論 A △哲学概論 B △倫理学 A △倫理学 B △宗教学	2 2 2 2 4	△哲学概論 A △哲学概論 B △倫理学 A △倫理学 B △宗教学	2 2 2 2 4

注) ◎印＝必修科目 △印＝選択必修科目(各分野の中で1科目以上修得すること)

		史学科	
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数
日本史		◎日本史概論Ⅰ	2
		日本史概論Ⅱ	2
		史学展開演習Ⅰ(日本史)(※)	2
		史学展開演習Ⅱ(日本史)(※)	2
		史学応用演習(日本史)(※)	4
		史学展開演習Ⅰ(考古学)(※)	2
		史学展開演習Ⅱ(考古学)(※)	2
		史学応用演習(考古学)(※)	4
		日本時代史Ⅰ	2
		日本時代史Ⅱ	2
		日本時代史Ⅲ	2
		日本時代史Ⅳ	2
		日本時代史Ⅴ	2
		日本時代史Ⅵ	2
		日本時代史Ⅶ	2
		日本時代史Ⅷ	2
外国史	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位以上	◎東洋史概論Ⅰ	2
		東洋史概論Ⅱ	2
		◎西洋史概論Ⅰ	2
		西洋史概論Ⅱ	2
		史学展開演習Ⅰ(外国史)(※)	2
		史学展開演習Ⅱ(外国史)(※)	2
		史学応用演習(外国史)(※)	4
		東洋地域史Ⅰ	2
		東洋地域史Ⅱ	2
		東洋地域史Ⅲ	2
		東洋地域史Ⅳ	2
		西洋地域史Ⅰ	2
		西洋地域史Ⅱ	2
		西洋地域史Ⅲ	2
		西洋地域史Ⅳ	2
人文地理学 及び自然地理学		◎人文地理学	2
		◎自然地理学	2
		史学展開演習Ⅰ(地域文化と景観)(※)	2
		史学展開演習Ⅱ(地域文化と景観)(※)	2
		史学応用演習(地域文化と景観)(※)	4
地誌		◎地誌学	2

注1) ◎印＝必修科目

注2) 他学科の学生が取得しようとする場合は、史学科の欄より科目を履修してください。ただし、(※)のついて
いる授業科目を履修することはできません。

公民(高等学校一種)

		哲学科		神道文化文学科	
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」		△憲法	4	△憲法	4
		△政治学概論	2	△政治学概論	2
		国際法の基礎	2	国際法の基礎	2
		国際紛争処理法	2	国際紛争処理法	2
		国際政治 A	2	国際政治 A	2
		国際政治 B	2	国際政治 B	2
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上	△社会学 A	2	△社会学 A	2
		△社会学 B	2	△社会学 B	2
		△社会経済学入門	2	△社会経済学入門	2
		△経済原論	2	△経済原論	2
		国際経済	2	国際経済	2
		地域経済統合	2	地域経済統合	2
		公共部門と財政	2	公共部門と財政	2
		社会保障の基礎	2	社会保障の基礎	2
		少子高齢社会と社会保障	2	少子高齢社会と社会保障	2
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」		△哲学概論 A	2	△哲学概論 A	2
		△哲学概論 B	2	△哲学概論 B	2
		△倫理学 A	2	△倫理学 A	2
		△倫理学 B	2	△倫理学 B	2
		△宗教学	4	△宗教学	4
		△心理学 A	2	△心理学 A	2
		△心理学 B	2	△心理学 B	2
		哲学演習 (※)	4	祭祀学 I	2
		西洋哲学史 I A	2	祭祀学 II	2
		西洋哲学史 I B	2	神道神学 I	2
		西洋哲学史 II A	2	神道神学 II	2
		西洋哲学史 II B	2	古典講読 I	4
				日本宗教文化論 I	2
				日本宗教文化論 II	2
				世界宗教文化論 I	2
				世界宗教文化論 II	2

注 1) △印＝選択必修科目（各分野の中で 1 科目以上修得すること）

注 2) 日本文・中国文・外国語文化・史学科の学生が取得しようとする場合は、哲学科の欄より科目を履修してください。ただし、(※) のついている授業科目を履修することはできません。

		法律学科		経済学科 経済ネットワーク学科 経営学科	
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目		左記に対応する開設授業科目	
科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位以上	△憲法Ⅰ	4	△憲法	4
		△政治学概論（法律・法律専門職専攻）	2	△政治学概論	2
		△政治学（政治専攻）	2	国際法の基礎	2
		国際法の基礎	2	国際紛争処理法	2
		国際紛争処理法	2	国際政治A	2
		国際政治A	2	国際政治B	2
		国際政治B	2	民法Ⅰ	2
		国家と国際法	2	民法Ⅱ	2
		個人と国際法	2	商法Ⅰ	2
		憲法Ⅱ	4	商法Ⅱ	2
		刑法総論	4		
		刑法各論	4		
		民法・総則	4		
		民法・物権	4		
		民法・債権総論	4		
		民法・債権各論	4		
		民法・親族	2		
		民法・相続	2		
		会社法	4		
		行政学A	2		
		行政学B	2		
		日本の政治A	2		
		日本の政治B	2		
		地方自治論A	2		
		地方自治論B	2		
		比較政治A	2		
		比較政治B	2		
「社会学、 経済学 （国際経済を含む。）」		△社会学A	2	△社会学A	2
		△社会学B	2	△社会学B	2
		△社会経済学入門	2	△社会経済学入門	2
		△経済原論	2	△経済原論	2
		国際経済	2	国際経済	2
		地域経済統合	2	地域経済統合	2
		公共部門と財政	2	公共部門と財政	2
		社会保障の基礎	2	社会保障の基礎	2
		少子高齢社会と社会保障	2	少子高齢社会と社会保障	2
				経済理論入門	2
				マクロ経済学	2
				計量経済学	2
				日本の金融システム	2
				国際通貨と国際金融	2
				農業経済	2
「哲学、倫理学、 宗教学、心理 学」		△哲学概論A	2	△哲学概論A	2
		△哲学概論B	2	△哲学概論B	2
		△倫理学A	2	△倫理学A	2
		△倫理学B	2	△倫理学B	2
		△宗教学	4	△宗教学	4
		△心理学A	2	△心理学A	2
		△心理学B	2	△心理学B	2

注）△印＝選択必修科目（各分野の中で1科目以上修得すること）

		経済ネットワーキング学科		
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目		
科目	単位数	授業科目	単位数	前提条件
情報社会 および情報倫理	各分野から それぞれ 1 単位以上 計 20 単位以上	経営情報の開示	2	
		◎情報倫理とセキュリティ	2	
		◎法情報学	2	
		◎福祉社会と情報	2	
コンピュータ および情報処理 (実習を含む)		◎コンピュータと情報 B	2	「コンピュータと情報 A」を修得済であること
		経済統計の見方	2	
		◎情報処理の基礎	2	「コンピュータと情報 A」を修得済であること
		◎プログラミング技法	2	「コンピュータと情報 A・B」及び「情報処理の基礎」を修得済であること
		◎プログラミング演習	2	「コンピュータと情報 A・B」と「情報処理の基礎」及び「プログラミング技法」を修得済であること
情報システム (実習を含む)		◎情報システムの基礎	2	
		◎情報システム	2	
		◎コンピュータと情報 C I	2	「コンピュータと情報 A・B」を修得済であること
		ネットワーク型組織	2	
情報通信ネットワーク (実習を含む)		◎情報通信ネットワーク	2	「コンピュータと情報 A」を修得済であること
		◎コンピュータと情報 C II	2	「コンピュータと情報 A・B」を修得済であること
		◎コンピュータと情報 D I	2	「コンピュータと情報 A・B」及び「情報通信ネットワーク」を修得済であること
マルチメディア 表現および技術 (実習を含む)		◎マルチメディア表現と技術 コンピュータと情報 C III	2	「コンピュータと情報 A」を修得済であること
		コンピュータと情報 CIV	2	「コンピュータと情報 A・B」及び「マルチメディア表現と技術」を修得済であること
		◎コンピュータと情報 D II	2	「コンピュータと情報 A・B」及び「情報処理の基礎」を修得済であること
		コーポレート・コミュニケーション	2	
情報と職業		◎情報社会と職業	2	

注 1) ◎印＝必修科目

注 2) 経済・経営学科の学生が取得しようとする場合は、経済ネットワーキング学科の欄より科目を履修してください。

商業(高等学校一種)

		経営学科		
教員免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する開設授業科目		
科目	単位数	授業科目	単位数	前提条件
商業の 関係科目	各分野から それぞれ 1単位以上 計20単位以上	◎流通システム	2	
		コンピュータと情報B	2	「コンピュータと情報A」を修得済であること
		会社入門	2	
		経営理論入門	2	
		◎簿記と財務報告A	2	
		簿記と財務報告B	2	「簿記と財務報告A」を修得済であること
		現代の企業経営	2	
		経営管理	2	
		財務会計	2	「簿記と財務報告A」を修得済であること
		応用財務会計	2	「簿記と財務報告A」及び「財務会計」を修得済であること
		財務諸表分析	2	「簿記と財務報告A」を修得済であること
		予算管理	2	「簿記と財務報告A」を修得済であること
		原価計算	2	「簿記と財務報告A」を修得済であること
		コンピュータ会計	2	「簿記と財務報告A」を修得済であること
		企業監査	2	「簿記と財務報告A」を修得済であること
		国際会計	2	「簿記と財務報告A」及び「財務会計」を修得済であること
職業指導		人事管理	2	
		◎ 職業指導	4	

注1) ◎印＝必修科目

注2) 経済・経済ネットワーク学科の学生が取得しようとする場合は、経営学科の欄より科目を履修してください。

小学校一種

	初等教育学科		
教員免許法施行規則に定める 科目区分等	左記に対応する開設授業科目		
科目	授業科目	単位数	必要単位数
国語（書写を含む）	◎国語概説 児童文学	2 2	計8 単位以上
社会	社会科概説	2	
算数	算数概説	2	
理科	理科概説 理科実験・観察法（生命） 理科実験・観察法（地球） 理科実験・観察法（粒子） 理科実験・観察法（エネルギー）	2 2	
生活	生活科概説	2	
音楽	音楽概説	2	
図画工作	図工概説	2	
家庭	家庭科概説	2	
体育	体育概説	2	

注1) ◎印＝必修科目

注2) 他学科の学生が取得しようとする場合は、初等教育学科の欄より科目を履修してください。

幼稚園一種

	初等教育学科		
教員免許法施行規則に定める 科目区分等	左記に対応する開設授業科目		
科目	授業科目	単位数	必要単位数
国語	◎国語概説	2	計6 単位以上
算数	算数概説	2	
生活	生活科概説	2	
音楽	音楽概説	2	
図画工作	図工概説	2	
体育	体育概説	2	

注1) ◎印＝必修科目

注2) 他学科の学生が取得しようとする場合は、初等教育学科の欄より科目を履修してください。

保健体育(中学校一種・高等学校一種)

	健康体育学科			
教員免許法施行規則に定める 科目区分等	左記に対応する開設授業科目			
科目	授業科目	単位数	必要単位数	
体育実技	△運動方法基礎実習球技系Ⅰ	1	球技系、表現系、武 道系より各1単位を 含む5単位以上	計 20 単位以上
	△運動方法基礎実習球技系Ⅱ	1		
	△運動方法基礎実習球技系Ⅲ	1		
	△運動方法基礎実習球技系Ⅳ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅰ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅱ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅲ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅳ	1		
	△運動方法基礎実習表現系Ⅴ	1		
	△運動方法基礎実習武道系Ⅰ	1		
△運動方法基礎実習武道系Ⅱ	1			
△運動方法基礎実習武道系Ⅲ	1			
「体育原理、体育心理学、体育経営 管理学、体育社会学」及び運 動学（運動方法学を含む。）	△体育原理	2	2 単位以上	
	△体育心理学	2		
	△体育経営管理論	2		
	△体育社会学	2		
	◎運動学	2	2 単位以上	
	スポーツ行政論	2		
	組織・リーダーシップ論	2		
生理学（運動生理学を含む。）	◎人間開発基礎論Ⅱ（ヒトのしくみとはたらき） 疲労・休養の科学	2 2	2 単位以上	
衛生学及び公衆衛生学	◎衛生学・公衆衛生学 保健社会学 健康管理論	2 2 2	2 単位以上	
学校保健（小児医療、精神保健、 学校安全及び救急処置を含 む。）	◎学校保健 小児医療 メンタルヘルス ◎安全教育 ◎救急法	2 2 2 2 2	6 単位以上	

注1) ◎印＝必修科目 △印＝選択必修科目（各分野の中で1科目以上修得すること）

注2) 他学科の学生が取得しようとする場合は、健康体育学科の欄より科目を履修してください。

8. 「教科又は教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

教員免許法施行規則には「教科又は教職に関する科目」の区分があります。

この区分の最低修得単位数は、本学では小学校 6 単位、中学校 8 単位、高等学校 16 単位、幼稚園 10 単位必要です。本学では、この区分の科目として「ボランティアと社会参加」を開講しています。「ボランティアと社会参加」は、小・中学校教員免許状を取得する場合**必修科目**、高等学校教員免許状のみを取得する場合**選択科目**として位置付けられています。

それ以外は、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の分野で最低修得単位数を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」に算入して充当します。

法律に定める 科目区分等	本学における 最低必要単位数	左記に対応する本学の 開設授業科目			履修方法等	
科 目	単位数	授業科目	開講 学年	単位数		
教科又は教職 に関する科目	小学校 6	ボランティア と社会参加	1	2	半期 小・中学校 のみ必修	※小・中学校教員免許状 取得希望者は、介護等 体験を行う <u>前年に修得</u> すること。
	中学校 8					
	高等学校 16					
	幼稚園 10					

※ 「ボランティアと社会参加」を前年度までに修得していないと、翌年の介護等体験に参加することはできません。
介護等体験の詳細については、次ページを参照してください。

《「教科又は教職に関する科目」の充当方法》

- ① 「ボランティアと社会参加」(2 単位)
- ② 「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ③ 高等学校教員免許状を取得するものが修得した「道德教育の理論と方法」を取得した場合
- ④ 「教科に関する科目」(免許教科ごとに定められたもの)で、中学校・高等学校は 20 単位、
小学校は 8 単位、幼稚園は 6 単位を超えて修得した単位数

①+②+④	=	小学校	6 単位	以上
①+②+④	=	中学校	8 単位	以上
①+②+③+④	=	高等学校	16 単位	以上
①+②+④	=	幼稚園	10 単位	以上

注) 必ずしも①～④すべての分野から充当する必要はありません。

9. 介護等体験について

介護等体験とは

平成 10 年 4 月より、小学校および中学校教員免許状の申請の際には、介護等体験特例法に基づく介護等体験に関する証明書の添付が義務付けられました。

この法律は「義務教育に従事する教員が個人の尊厳および社会連携の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障がい者や、高齢者等に対する介護、介助や、これらの人達との交流等の体験を行わせること。」を目的としています。

介護等体験の内容

いわゆる介護、介助のほか、障がい者や高齢者等との話し相手、散歩の付き添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障がい者等と直接に接するわけではないが、受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受け入れ施設の種類、業務の内容・状況に応じ、幅広い体験が考えられる、とされています。

受入施設と体験期間

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ① 特別支援学校 | 2 日間 |
| ② 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者支援施設等） | 5 日間 |
| | 計 7 日間 |

介護等体験申し込み手続き

介護等体験は卒業までに体験すればよいことですが、3 年次以降は教育実習があること等を考慮し、2 年生のときに体験することを原則としています。

具体的には、1 年次（体験の前年度）に数回のガイダンスを行い、そのなかで申し込み手続きがおこなわれます。このガイダンスは事前指導会を兼ねますので、全回出席しなければ翌年度、介護等体験に参加することはできません。小・中学校教員免許状取得希望者は掲示に注意し、必ずガイダンスを受けるようにしてください。

なお、2 年次（体験実施年）にもガイダンスがあり、全回出席しなければなりません。

ガイダンスとは別に「教科又は教職に関する科目」である『ボランティアと社会参加』（1 年次開講・2 単位）は **体験に参加する前年までに受講し修得すること**。修得して初めて「介護等体験」に参加する資格を得ることになります。

注 1) なお、特別支援学校および社会福祉施設への受入の依頼は大学が一括して行います。

注 2) 「セメスター留学」に参加する学生は、3 年次に 1 年目のガイダンスに参加し、4 年次に体験に参加することになります。

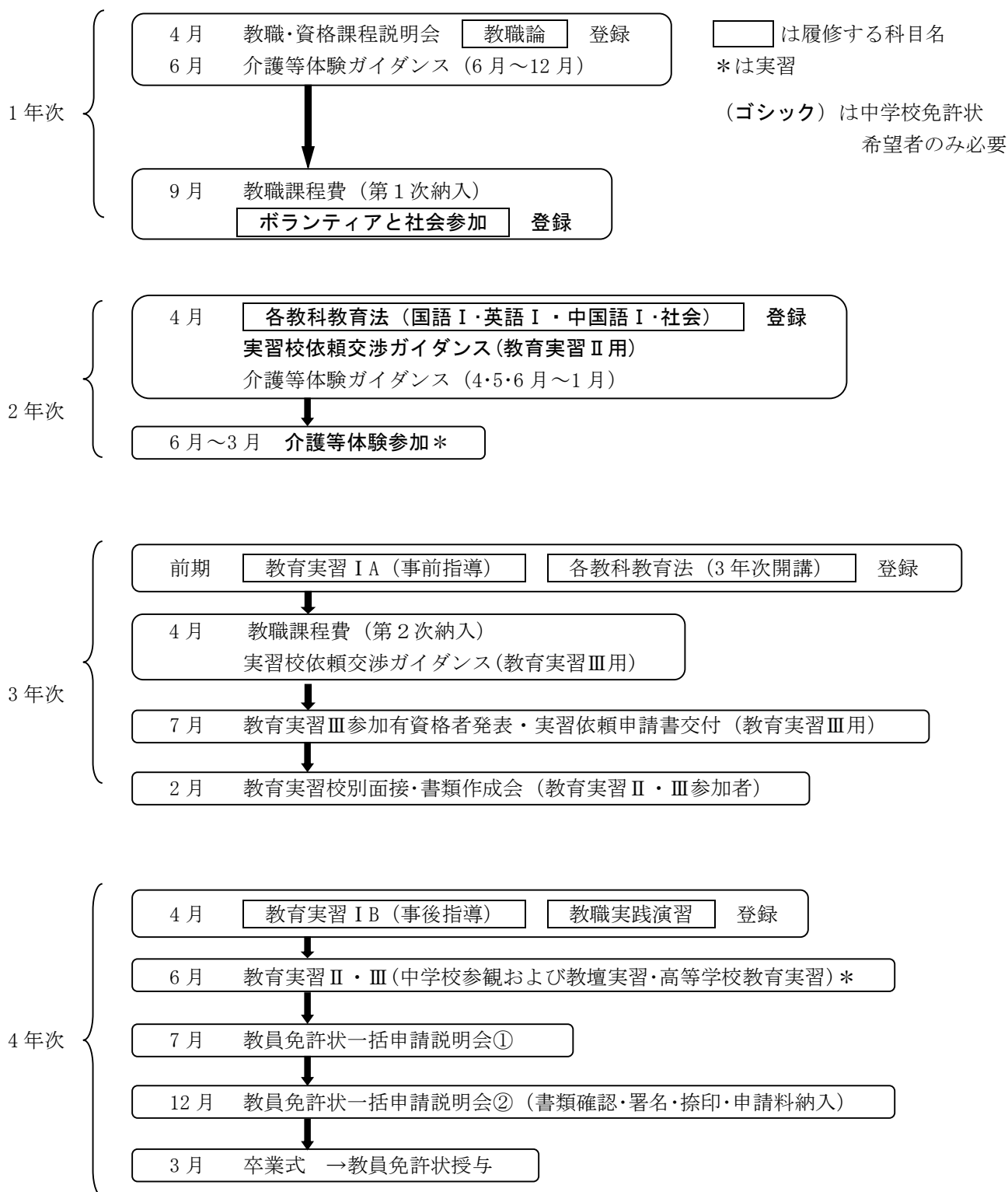
介護等体験を必要としない人

小・中学校教諭免許状取得希望者で下記に該当する方は、事前に教職センターに申し出てください。

- A. 平成 10 年 3 月 31 日以前に小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与された者及び、同日現在から継続して大学・大学院に正規課程の学生として在学中の者。
- B. 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校の教員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、以上のいずれかの免許を受けている者。社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者。
- C. 身体障がい者手帳に、障害の程度が 1 級から 6 級である者として記載されている者。

10. 教育職員免許状取得までの主な行事予定

教育実習を4年次にすべて行う場合(中学校免許状取得希望者3週間・高等学校免許状取得希望者2週間)



教育実習を3年次に2週間・4年次に2週間行う場合(中学校教員免許状取得希望者のみ)

